

総務課

☎089-33330

▼職員採用試験の受験案内について

1. 試験職種・採用予定数

一般事務 2名程度および身体に障害のある人1名

保健師 1名

受付期間 7月13日(金)～8月14日(火)

2. 受験資格

一般事務職はいずれも昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、身体に障害のある人は障害の程度が1級から6級までの方。

保健師は昭和58年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または平成25年3月末までに取得見込みの方。

3. 受験案内および申込書

総務課および各支所町民課にあります。

4. 試験(高校卒業程度)及び試験会場

第1次 9月16日(日)

広島市西区 広島工業大学専門学校

第2次 11月18日(日)

神石高原町役場

5. 採用

平成25年4月予定



産業課

☎089-33337

▼有害鳥獣対策 サル・イノシシの被害を減らしましょう!

農水省の調べによると、有害鳥獣による農作物の被害金額は、年間約200億円にも上ります。農業被害を軽減するためには、被害を受けにくい農地環境を整備することが重要です。

○農地とその周辺には野菜のクズを置かない。  
○柿の葉など、鳥獣を農地に誘引する要因となる餌を放置しない。

○耕作放棄地など、鳥獣の隠れ場所となる環境をつくらない。

また、現実に被害が発生している現場では、個々の農地にトタンや電気柵など侵入防止対策を講じることも、重要です。資材等購入にあたり、町の補助事業もありますので、必要に応じてご利用ください。

▼【町補助事業】野猿・野猪等被害防止対策事業

(補助要件)

●野猿・野猪等による農作物への被害を防止する目的で農地の周囲に設置する。

●捕獲わなおよび捕獲柵を対象とする場合は、網・わな猟免許有資格者であること。

●一ほ場における同じ補助メニューの重複設置は対象外。

●捕獲わなおよび捕獲柵以外の資材は、農協または町内業者から導入。

●申請書受付は10月末日までとする。

(補助率等)

《補助金限度額 2万円》

- ・防鳥ネット
- ・猪ネット
- ・捕獲わな(くくりわな等)



《補助金限度額 3万円》

(ただし、農業生産法人にあっては限度額なし)

- ・波トタン
- ・金網
- ・電気柵

《補助金限度額 5万円》

・捕獲柵(囲いわな)

・捕獲わな(箱わな)

・猪被害農地法面復旧費

(ただし町内業者施工に限る)

《補助金限度額 70万円》

・サル用電気ネット等

\*いずれのメニューも必要経費の二分の一を補助もしくは限度額を補助することとします。その他、新規狩猟免許取得補助もあります。



まちづくり推進課

☎089-33332

▼海外との草の根交流募集!!

まちづくり推進課未来戦略室では、平成24年度から海外の国や地域との経済交流や国際交流を目的とした「都市交流調査事業」に取り組んでいます。将来的に町の活性化を目指し、姉妹都市提携を進めていきます。

海外と草の根交流(例:留学、ホームステイ、海外研修生受入、農産物輸出入取引等)を行っている町内の個人・団体・企業等自薦他薦は問いません。情報をまちづくり推進課までお寄せください。

●募集締切:平成24年8月31日(金)

詳しくは、まちづくり推進課未来戦略室へお問い合わせください。

住民課

☎089-33334

▼国民年金保険料の納付期限が延長されます

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得届などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。《※保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合》

このような事態を避けるために、昨年法律が改正され、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長されることになりました。(納付期限が延長できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。)

具体的には平成14年10月以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができないことになっていますのでご注意ください。

なお、過去10年間の保険料を納付するためには、事前に申し込み、審査を受ける必要があります。該当の方へは、本年8月以降に日本年金機構からお知らせが届きますのでご覧いただき、ご自身の記録をご確認ください。

●お問い合わせ先 備後府中年金事務所  
☎0847・41・7421 住民課または各支所町民課

福祉課

☎089-33335

▼児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当 等 受給者の皆さまへ

現況届の提出をお忘れなく!

これらの手当を受けておられる方は、毎年、現況届の提出が必要です。

現況届を提出されない場合は、手当を受けることができません。ですので、忘れず提出してください。(受給者の方には、あらかじめ通知します。)

●児童扶養手当 8月1日(水)から8月31日(金)まで  
●特別児童扶養手当・特別障害者手当等 8月13日(月)から9月11日(火)まで

詳しくは、福祉課または各支所町民課へお問い合わせください。

保健課

☎089-33366

▼「802020表彰」を行います

～80歳で20本以上の歯を残そう～

神石高原町歯科衛生士連絡協議会では、厚生労働省と日本歯科医師会が推進している8020運動(80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという運動)を受けて、80歳以上で20本以上ご自分の歯をお持ちの方に敬意を表して表彰を行います。該当される方は、町内の歯科医院へお申し出ください。

●応募資格

平成24年12月31日現在で満80歳以上の神石高原町民

※過去に表彰されている方は除きます。

●申し込み期限 9月29日(土)まで

●表彰式 歯科保健講演会に先立ち表彰します。※該当者には案内をします。  
●お申し込み・お問い合わせ先 町内の歯科医院、保健課健康係